

## 変 更 仕 様 書

- 1 契約件名  
業務用自動車 10 台借入(警備課)
- 2 借入台数 10 台  
内訳は別紙のとおり
- 3 使用（納車・返却）場所  
別表 「使用官署名」及び「使用の本拠の位置」のとおり
- 4 借入期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 支払い条件  
未締めの毎月払いとする。（適法な請求書を受理してから30日以内の振込み）
- 6 自動車借入に含む事項
  - (1) 税：自動車取得税（新車登録時）、自動車重量税（借入期間分）、自動車賠償責任保険（借入期間分）、自動車税（借入期間分）
  - (2) 法定点検（該当する場合のみ）、6ヶ月安全点検、一般修理（注）、オイル交換（オイルエレメントを含む）  
（注）一般修理内容：故障修理（使用者の故意若しくは重大な過失に起因する故障修理は除く）、消耗品の交換（ブレーキパッド等）、ブレーキオイルの補充及び交換、バッテリー液の補充、冷却水の補充及び交換、ヘッドライト及びウィンカー等の電球交換、ワイパーブレードの摩耗交換、バッテリー交換、タイヤ交換、その他車両の安全な運行を確保するための整備
  - (3) その他：登録納車費用（新規登録・車庫証明費用・納車費用）、代車の提供（48 時間以内に完了する修理の場合を除き、同等車以上とする、ただし事故修理を除く）。
- 7 車両登録関連  
自動車登録についての詳細は別表のとおりとする。  
官の都合により番号を変更する必要がある場合、速やかに対応すること。
- 8 ロードサービスの適用について  
JAF ロードサービス又は※同等のロードサービスについて利用が可能である

こと。

※同等のロードサービスとは、JAF ロードサービス利用約款第5条に記載されている下記のロードサービスであり、バッテリーやガソリンなどの部品、油脂、燃料代及び15キロ以上のけん引以外は、無料で利用できるものとする。

(1) 現場応急作業

- ア 鍵の閉じ込み、紛失等におけるドアロックの開錠作業
- イ 燃料切れ時における燃料の補給作業
- ウ タイヤパンク時におけるスペアタイヤ交換又は応急修理
- エ バッテリー上がり、バッテリーの不具合に対する点検及び応急作業
- オ スタック（積雪路面、砂浜またはその他の場所で自力脱出できない状態）の引き出し作業
- カ その他現場において30分以内において対処が可能な作業

(2) けん引、搬送作業

自動車故障や事故等により自力走行不能の状態となり、かつ現場での応急作業では復旧が困難と認められる場合において、利用者と相談のうえ、最寄りの自動車ディーラー、または利用者が指定する場所までけん引又は搬送する作業

(3) 自動車の操作方法等に関する電話またはメール等によるアドバイザリー業務  
自動車の操作方法（機能操作を含む）、自動車の取り扱いに関するトラブル、問い合わせ、相談に対し、電話等による必要な助言等を行うサービス

9 各車仕様

- ・別紙のとおり
- ・スタッドレスタイヤは、受注者側で手配し、冬期にあつては、スタッドレスタイヤへの交換を行い、交換後はタイヤの保管を行うこと。
- ・借入期間中に車両の入替えを行う場合は、その費用は受注者が負担するものとする。

なお、官側の責に帰すべき事由による車両故障が原因で、車両の入替えを行う場合は、その費用は本契約に含まない。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項については、受注者の貸渡約款によるものとする。
- (2) 借入車の引取、返却については受注者が行う。
- (3) 本仕様に疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

11 担当

神戸市中央区波止場町 1-1

第五管区海上保安本部警備救難部警備課 管理係

TEL 078-391-6553

[illegible]

\* その他の運送支那貨物及保安装置  
（令和四年四月）に本邦に搬入された場合でも、その他の仕密を施してある車両であれば可とする。）  
リーダーカー・コンテナローダー及びレリーフアシスト車  
経済産業省が普及促進する「安全運転」モード車  
注：乗客が急いで下車する場合にも（例：緊急ブレーキ・ペダル操作困難い急停車制動装置、車輪脱臼装置、先通